

**愛知県副業・兼業人材活用促進事業費補助金
申請の手引き**

2025 年4月

愛知県労働局就業促進課

1 制度概要

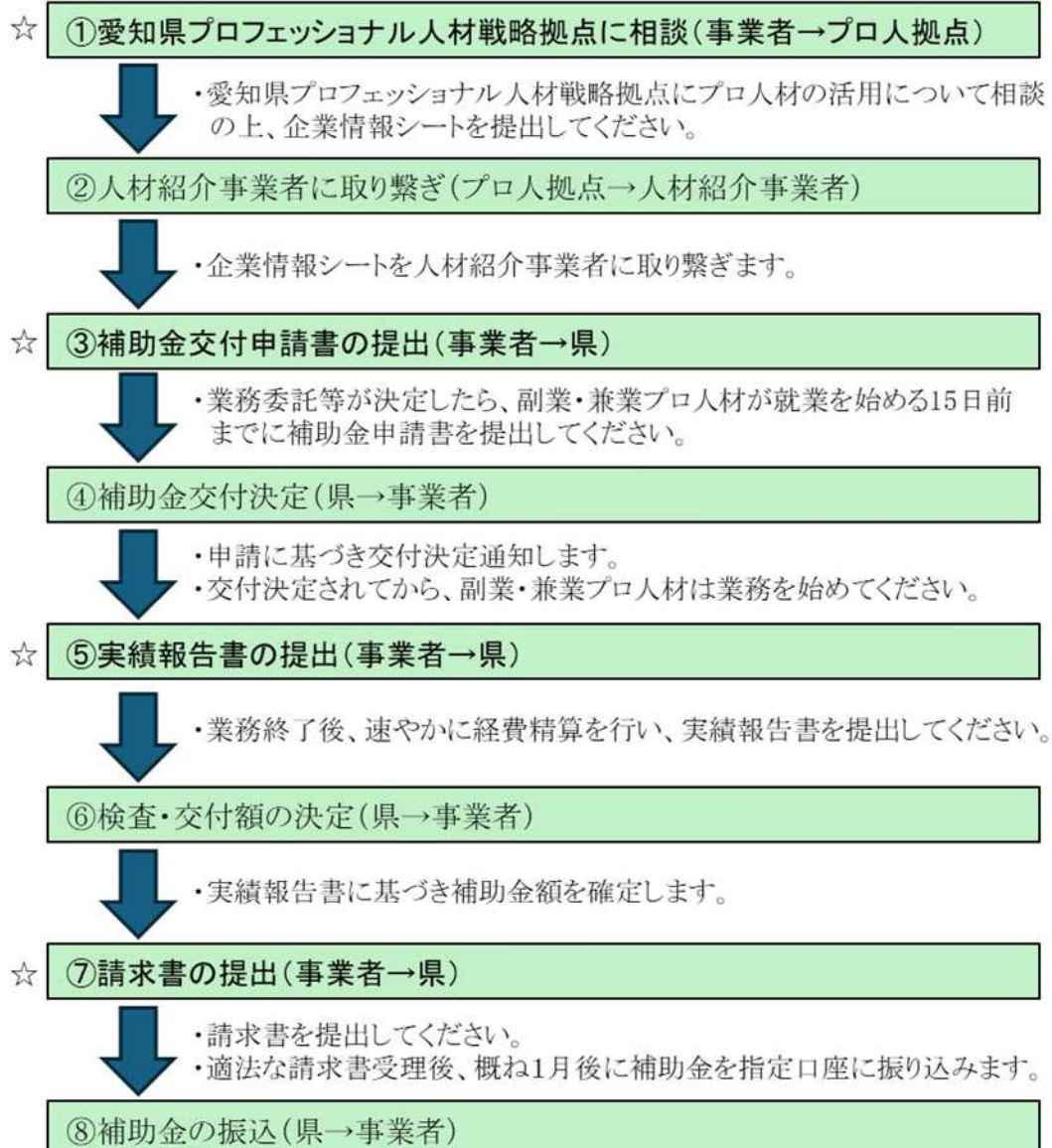
県内中小企業等が自社の経営課題を解決するため、初めて愛知県プロフェッショナル人材戦略拠点を通じて、副業・兼業プロフェッショナル人材を活用する際に発生する経費を補助します。

<副業・兼業プロフェッショナル人材（副業・兼業プロ人材）とは>

本業で収入を得ながら本業以外の業務に携わり、中小企業等において必要とされる専門的な分野に関する知識を有し、経営強化につながるような活躍が期待できる者のことをいいます。

※愛知県プロフェッショナル人材戦略拠点を通じないで副業・兼業人材を活用する場合や、愛知県プロフェッショナル人材戦略拠点を通じた副業・兼業人材の活用が2回目以降の場合は対象外です。

2 申請の流れ



☆: 補助金申請事業者が行う事務です

3 申請対象事業者

いずれも満たす中小企業等（常時雇用する従業員数が 300 人以下であって、愛知県内に本社又は主たる事業所を有する法人又は個人事業主）が対象となります。

- 国や地方公共団体等の公共法人に該当するものでないこと。
- 愛知県の関係団体でないこと。
- 国又は地方公共団体が資本金、基本金その他これらに準ずるものの四分の一以上を出資している法人でないこと。
- 愛知県税に未納の徴収金がないこと。
- 愛知県暴力団排除条例に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- その他、知事が不適当であると認める者でないこと。

4 補助対象経費

- 補助対象経費、補助率及び補助限度額は次のとおりです。ただし、いずれも交付決定のあった日の属する年度の2月末日までに支払いを完了した費用に限ります。

補助対象経費	内容	補助率	補助限度額
報酬	副業・兼業プロ人材の活用に係る報酬、委託料	10 分の 8 以内	50 万円
旅費	副業・兼業プロ人材が補助事業に従事するため、就業地まで移動する際の交通費及び宿泊費 (愛知県職員等の旅費に関する条例(昭和 29 年愛知県条例第 1 号)に基づき算出された額又は実費のいずれか低い額とする。)		
人材紹介手数料	人材紹介事業者の利用に係る人材紹介手数料		

- 次のいずれにも該当する必要があります。
 - ・補助対象経費に対して、国又は他の地方公共団体から補助金、助成金等の交付を受けていないこと。
 - ・愛知県プロフェッショナル人材戦略拠点を通じた副業・兼業プロ人材の活用が初めてであること。
 - ・副業・兼業プロ人材との契約期間が 5 か月以内であること。
 - ・資本関係を有する企業等で雇用されている者を活用するものでないこと。
 - ・補助対象事業者の事業主又は役員の 3 親等以内の親族を活用するものではないこと。
- 補助額は補助対象経費に補助率を乗じて得た額（当該額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）と補助限度額とを比較して少ない方の額の範囲内です。

- 次の経費は補助対象となりません。
 - ・ 消費税及び地方消費税
 - ・ 取消料、キャンセル料
 - ・ 振込手数料、代引手数料
 - ・ 旅行代理店の手数料
 - ・ レンタカー、カーシェアでの移動に要した経費

5 旅費の補助対象経費の考え方

旅費は愛知県職員等の旅費に関する条例に基づき算出した額と実費のいずれか低い額を採用します。そのため、審査の結果、申請通りの金額が認められない場合があります。

◎ 愛知県職員等の旅費に関する条例に基づく基本的な考え方

経済的かつ合理的と認められる経路・方法による運賃等の実費を支給する。

○ 補助対象となる旅費

・ 鉄道賃

地下鉄・路面電車等を含む最寄り駅間の運賃、特急料金等

特別車両料金（グリーン料金）や名鉄ミュートケットの料金は対象としない。

・ バス賃

実費

・ 自家用自動車

走行距離×1キロ 25円（1キロメートル未満の端数は四捨五入）

・ タクシー

公共交通機関がないか又は著しく不便であるときに限り実費

・ 宿泊費

11,000円を上限とした実費

ただし、前泊は、前泊しなければ就業時間に間に合わない場合に、後泊は、就業後公共交通機関がない場合に限る。

6 交付申請時に提出する書類

副業・兼業プロ人材が業務に従事する15日前までに、次の書類を提出してください。

- ・ 交付申請書（様式第1号）
- ・ 補助事業計画書（様式第1号別紙1）
- ・ 補助金振込口座指定書（様式第1号別紙2）
- ・ 誓約書（様式第2号）
- ・ 個人情報の提供に関する同意書（様式第3号）
- ・ 副業・兼業プロ人材の活用に係る契約書等の写し
- ・ プロ人拠点に提出した企業情報シートの写し
- ・ 会社案内（事業内容がわかるもの）及び定款の写し
- ・ 県税について未納がないことの証明書

※6か月以内に取得したものとしてください。写しでも可。

- ・その他知事が必要と認める書類

ただし、2026 年 2 月末までに支払いを完了できる経費に限ります。

7 実績報告時に提出する書類

補助事業が完了したときは、完了の日から起算して 30 日以内又は 2026 年 3 月 10 日のいずれか早い日までに、次の書類を提出してください。

- ・実績報告書（様式第 8 号）
- ・事業報告書（様式第 8 号別紙）
- ・補助対象経費の支払内容が確認できる書類の写し
（報酬又は委託料）
 - ・振込明細書等、支払日、相手方及び金額が確認できる書類の写し
（旅費）
 - ・副業・兼業プロ人材への振込明細書、又は、副業・兼業プロ人材が旅費を受け取った旨の領収書等、支払日、相手方及び金額が確認できる書類の写し
 - ・副業・兼業プロ人材活用企業が直接手配した場合は、支払日、相手方及び金額が確認できる領収書等の書類の写し
 - ・交通費（鉄道及びバス）を確認できる書類
例：経路検索ソフトによる運賃・経路の検索ページの写し
 - ・タクシーの場合は、領収書の写し
（人材紹介手数料）
 - ・振込明細書等、支払日、相手方及び金額が確認できる書類の写し
- ・副業・兼業プロ人材が業務に従事したことが確認できる書類の写し
例：業務日報
- ・上記の他にも、書類の提出をお願いする場合があります。

8 変更の承認申請が必要な場合

次の場合にはあらかじめ県の承認が必要となりますので、速やかに県に連絡してください。

（1）補助事業の内容変更

- 補助金の交付決定を受けた内容を著しく変更しようとするとき
例）業務内容の変更、就業場所の変更 等
- 事業量（補助対象経費）の合計金額の 20%を超えて補助対象経費を変更しようとするとき

（2）補助事業の中止又は廃止

9 補助事業者の義務

この補助金の交付決定を受けた場合は、以下の項目を遵守してください。守られない場合は、交付決定の取消及び補助金の返還指示を行う場合があります。

- ・報告書、請求書等の書類の提出は遅滞なく行ってください。

- ・ 補助事業者は、本補助金に係る経理についての収支の事実を明確にした帳簿及び支出証拠書類を整備し、本補助事業が完了した日から起算して5年を経過した日の属する県の会計年度の末日まで保存しなければなりません。

10 Q&A

- 社会福祉法人やNPO法人等、中小企業基本法第2条に基づく中小企業者以外が副業・兼業プロ人材を活用する場合に補助対象となりますか。
⇒ 常時雇用する従業員数が300人以下であって、愛知県内に本社又は主たる事業所を有する法人又は個人事業主補助対象となります。

- 定型的な業務に従事してもらうことを想定していますが、補助対象となりますか。
⇒ 本事業は、中小企業等が経営課題を解決するため、中小企業等において必要とされる専門的な分野に関する知識を有し、経営強化につながるような活躍が期待できる者を副業・兼業により活用するものです。よって、マニュアルに基づく定型的な業務や単純作業等、専門的な分野に関する知識を必要としない業務に従事する場合は補助対象となりません。

- 自社で直接副業・兼業人材を探してきましたが、補助対象となりますか。
⇒ 愛知県プロフェッショナル人材戦略拠点を通じないで直接副業・兼業プロ人材を活用する場合は補助対象となりません。

- 愛知県プロフェッショナル人材戦略拠点を通じて常勤人材を活用したことがあります。が副業・兼業人材は初めての場合、補助対象となりますか。
⇒ 「愛知県プロフェッショナル人材戦略拠点を通じて初めて副業・兼業人材を活用」する場合に限り補助対象となることから、常勤人材で活用実績があっても、副業・兼業人材での活用が初めての場合は補助対象となります。

- 国や市町村が実施している同種の補助金との併用利用は可能ですか。
⇒ 補助対象経費に対して、本補助金と同趣旨の国又は他の地方公共団体から補助金、助成金等の交付を受ける（た）場合、本補助金は利用できません。

- 報酬、旅費、人材紹介手数料の内訳を把握することができない契約の場合は補助対象となりますか。
⇒ 中小企業等が副業・兼業プロ人材と契約せず、人材紹介事業者と委託契約を結ぶ場合（再委託型）は、委託契約の中で、区分（報酬、人材紹介手数料等）が明確に確認できる場合のみ対象となります。

- 当初想定よりも事業費が少なくなる場合、県への報告は必要ですか。
⇒ 補助金交付決定後に補助事業の内容を変更しようとするときは、変更承認申請書を県に提出する必要があります。ただし、補助対象経費の20パーセント以内の変更については、省略することができます。

○ 副業・兼業プロ人材との契約期間が6か月の場合、5か月分を補助対象とすることができますか。

⇒ できません。契約期間が5か月以内のものに限るため、5か月分も補助対象となりません。

○ 副業・兼業プロ人材との契約期間が令和7年12月から令和8年4月までの5か月ですが、補助金は交付されますか。

⇒ 契約期間末日が令和8年2月末よりも後となる場合は、令和8年2月末までに支払いを終え、実績報告書の提出が可能な経費までが対象となります。この場合、申請時の「事業完了予定年月日」は令和8年2月28日とし、2月中に実績報告書を提出してください（実績報告時の「事業完了年月日」は実績報告書提出日とします）。また、3月以降を対象とした報酬や毎月定額で発生する手数料等を2月中にまとめて前払いをしてもその分は補助対象となりません。

○ 自社の経営課題が漠然として必要とする人材が分かりません。

⇒ 愛知県プロフェッショナル人材戦略拠点にご相談ください。愛知県プロフェッショナル人材戦略拠点では、人材戦略マネージャー等が企業訪問して、企業の成長戦略実現のための経営課題を経営者と一緒に考えた上で、課題解決となるプロフェッショナル人材について、企業ニーズを踏まえたマッチングを支援しています。

＜愛知県プロフェッショナル人材戦略拠点＞

所在地：名古屋市中村区名駅4－4－38 愛知県産業労働センター

（ウイंकあいち）14階 （公財）あいち産業振興機構内

開設日：月～金 9時～17時

電 話：052-433-1810

(様式第1号)

年 月 日

愛知県知事殿

所在地 名古屋市中区三の丸〇丁目
〇番〇号

名称 株式会社あいち

代表者職・氏名 代表取締役 愛知 太郎

押印不要です

愛知県副業・兼業人材活用促進事業費補助金交付申請書

愛知県副業・兼業人材活用促進事業費補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

- 1 交付申請額 金 358,000 円
- 2 補助事業計画 別紙1のとおり
- 3 補助金振込口座 別紙2のとおり

(添付書類)

- ・別紙1及び別紙2
- ・誓約書(様式第2号)
- ・個人情報の提供に関する同意書(様式第3号)
- ・副業・兼業プロ人材の活用に係る契約書等の写し
- ・プロ人拠点に提出した企業情報シートの写し
- ・会社案内(事業内容がわかるもの)及び定款の写し
- ・県税について未納がないことの証明書
- ・その他知事が必要と認める書類

補助事業計画書

1 総括表

補助事業者名	株式会社あいち
代表者名	愛知 太郎
所在地	(〒〇〇〇-〇〇〇) 名古屋市中区三の丸〇丁目〇番〇号
担当者名	愛知 二郎
電話番号	〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇
電子メール	〇〇〇@〇〇.co.jp
企業の概要	設立年月日、資本金、従業員数、主な取扱品等を記載

2 就業計画の内容

(1) 就業形態			
契約種別 (該当項目にチェックすること) ☐ 雇用 ☐ 業務委託 (請負型) ☒ 業務委託 (準委任型) ☐ その他 () 契約期間 2025年 8 月 10 日～2025年 11 月 30 日			
契約締結日	2025年 8 月 1 日	就業開始日	2025年 9 月 1 日
(2) 副業・兼業プロ人材の経歴			
氏名	尾張 花子		
生年月日・年齢	昭和60 年 4 月 1 日 (満 40 歳)		
直近の就業事業所	(事業所名) 東京〇〇商事株式会社 (事業所所在地) 東京都千代田区〇〇〇-〇〇		

経歴概要	平成〇年 東京〇〇商事入社 平成〇年 オンライン通販サイトの立ち上げに従事 平成〇年 広告部門のリーダーとなる	
その他 特記事項		
(3) 副業・兼業プロ人材を活用して行う事業の概要		
従事先事業所	事業所名：株式会社あいち 名古屋第2支店 住 所：名古屋市中区三の丸〇丁目〇番〇号	
従事部署・役職	部署：企画課 役職：担当課長	
ミッション	(該当するものにチェックすること) ☒ 営業力強化 ☐ 技術力強化 ☐ 経営管理 ☐ 生産性向上 ☐ 事業継承 ☐ 海外展開 ☐ 新規事業創出 ☐ その他 ()	
ミッションの 詳細とそれに 伴う人材の必 要性	当社は地場産業の伝統的な技術を活かし高品質な〇〇を製造しているが、新規顧客獲得が課題となっている。売上拡大に向けた、オンラインでの商品販売サービスの向上や、自社でのサイト運営、情報発信力の強化が必要となっているが、当社にはインターネットによる情報発信に精通した人材がいなかったため、プロフェッショナル人材を活用し、事業拡大を進めたい。	
(6) 利用した人材紹介事業者		
株式会社△△△エージェント		
(7) 補助対象額の算定根拠 ※付表に基づき算定		
費 目	金 額 (円)	
報酬	218,182	
旅費	177,055	
人材紹介手数料	52,728	
費目合計	447,965	
(8) 補助金交付申請額 (7)費目合計の10分の8以内 (限度額500,000円、1,000 円未満切捨て)	金 額 (円)	
	358,000	

付表 交付申請額の算定根拠及び補助金交付申請額算定表

	積 算				補助事業に 要する経費 (A)	補助対象外経費 (B)	補助対象経費 (C) = (A-B)
報酬	金額	240,000			240,000	21,818	218,182
	備考	80,000円×3月					
旅費	鉄道賃	金額	@	23,040 円 × 6 往復 = 138,240 円	138,240	12,567	125,673
		経路	船橋－（JR総武線）－東京－（新幹線）－名古屋				
		金額	@	円 × 往復 = 0 円			
		経路					
	バス運賃	金額	@	420 円 × 6 往復 = 2,520 円	2,520	229	2,291
		経路	名古屋駅－（名古屋市営バス）－市役所				
		金額	@	円 × 往復 = 0 円			
		経路					
	自家用車	金額	@	円 × km × 往復 = 0 円			
		経路					
		金額	@				
		経路					
	その他	金額	@	円 × 往復 = 0 円	0		0
		経路					
		金額	@	円 × 往復 = 0 円			
		経路					
宿泊費	金額	@	9,000 円 × 6 泊 = 54,000 円	54,000	4,909	49,091	
	施設	名古屋△△ホテル					
	金額	@	円 × 泊 = 0 円				
	施設						
人材紹介手数料	58,000			58,000	5,272	52,728	
合 計					492,760	44,795	447,965
<注意事項> ※消費税及び地方消費税は対象経費とならないため、補助対象外経費に計上すること。 ※補助事業者が定める旅費規程にかかわらず、愛知県職員等の旅費に関する条例に基づき積算した額と実費のいずれか低い額とします。					補助対象経費×8/10（千円未満切捨て）		358,000
					交付申請額（上限500,000円）		358,000

別紙 2

愛知県副業・兼業人材活用促進事業費補助金振込口座指定書

以下のとおり、補助金の振込口座を登録します。

金融機関	金融機関名	〇〇〇							銀行 信用金庫 組合組合 農協
	店舗名称	名古屋							本店 支店 出張所 営業部
口座	預金種目	1 普通 2 当座							
	口座番号 (右詰め)	0	1	2	3	4	5	6	
	フリガナ	カ) アイチ							
	口座名義	株式会社あいち							

- ・ゆうちょ銀行の口座を指定される場合、支店コードは振込専用の店番（3桁）を記入してください。
- ・口座番号について、7桁に満たない場合は、「0」を前に付加してください。
- ・口座名義について、法人の場合は法人略語（「カ」）等）を使用してください。

(様式第 2 号)

年 月 日

愛 知 県 知 事 殿

所 在 地 名古屋市中区三の丸〇丁目
〇番〇号

名 称 株式会社あいち

代表者職・氏名 代表取締役 愛知 太郎

押印不要です

誓 約 書

愛知県副業・兼業人材活用促進事業費補助金の交付申請にあたり、下記のことを誓約します。

記

- 1 愛知県副業・兼業人材活用促進事業費補助金交付要綱を確認し、その内容を遵守します。
- 2 申請に関して提出する書類の内容は事実と相違ありません。
- 3 補助対象経費に対して、国又は他の地方公共団体から補助金、助成金等の交付を受けていません。
- 4 過去に愛知県プロフェッショナル人材戦略拠点を通じた副業・兼業人材の活用を行ったことはありません。
- 5 国又は地方公共団体が資本金、基本金その他これらに準ずるものの四分の一以上を出資している法人に該当しません。
- 6 愛知県税に未納の徴収金はありません。
- 7 愛知県暴力団排除条例(平成 22 年 10 月 15 日愛知県条例第 34 号)に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者に該当しません。
- 8 本補助金の不正受給を理由に交付決定を取り消された場合、愛知県が事業主名等を公表することを承諾します。

(様式第3号)

年 月 日

株式会社あいち
代表取締役 愛知 太郎 様

住 所 東京都港区〇〇-〇〇-〇〇

氏 名 尾張 花子

押印不要です

個人情報の提供に関する同意書

愛知県副業・兼業人材活用促進事業費補助金を貴社が申請することに伴い、私に関する個人情報を下記のとおり愛知県に提供することに同意します。

記

- 1 貴社から愛知県に提供する個人情報の内容
氏名、住所、経歴等の愛知県副業・兼業人材活用促進事業費補助金交付要綱に基づく情報。
- 2 個人情報を提供する目的
補助要件を満たしていることを愛知県が確認・調査を行うため。

(様式第8号)

年 月 日

愛 知 県 知 事 殿

所 在 地 名古屋市 中区 三の丸〇丁目
〇番〇号

名 称 株式会社 あいち

代表者職・氏名 代表取締役 愛知 太郎

押印不要です

愛知県副業・兼業人材活用促進事業費補助金実績報告書

交付決定通知書右上に記載されています

2025 年 8 月 28 日付け 7就促第〇〇 号で交付決定を受けた愛知県副業・兼業人材活用促進事業が完了したので、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

1 事業に要した経費及び補助金の額

(1) 補助事業に要した経費 492,760 円

(2) 補助対象経費 447,965 円

(3) 補助金の額 358,000 円

2 補助事業の実績

別紙のとおり

(添付書類)

- ・ 補助対象経費の支払内容が確認できる書類の写し
- ・ 副業・兼業プロ人材が業務に従事したことが確認できる書類の写し
- ・ その他知事が必要と認める書類

補助事業の実績

(1) 副業・兼業プロ人材の経歴	
氏名	尾張 花子
生年月日・年齢	昭和60年 4 月 1 日 (満 40 歳)
(2) 副業・兼業プロ人材を活用して行った事業の概要	
従事した業務内容及び事業実施の成果	インターネットによる情報発信
(3) 実績報告額の算定根拠 ※付表に基づき算定	
費 目	金 額 (円)
報酬	218,182
旅費	177,055
人材紹介手数料	52,728
費目合計	447,965
(4) 補助金交付申請額	金 額 (円)
(3)費目合計の10分の8以内 (限度額500,000円、1,000円 未満切捨て)	358,000

付表 支出明細書

	補助事業に 要する経費 (A)	補助対象外経費 (B)	補助対象経費 (C)=(A-B)	支払年月日
報酬	240,000 円	21,818 円	218,182 円	12月5日
旅費	194,760 円	17,705 円	177,055 円	12月5日
人材紹介手数料	58,000 円	5,272 円	52,728 円	
合計	492,760 円	44,795 円	447,965 円	

- ・消費税及び地方消費税は補助対象外です。
- ・消費税仕入税額控除がある場合は、消費税及び地方消費税相当額を対象外経費とすること。

(旅費の内訳)

副業・兼業プロ 人材の従事日	補助事業に 要した経費 (A)	補助対象外 経費 (B)		補助対象 経費 (C)=(A-B)	支払年月日
		交通費	宿泊費		
9月1日	32,460 円	23,460 円	9,000 円		10月10日
9月15日	32,460 円	23,460 円	9,000 円		10月10日
10月1日	32,460 円	23,460 円	9,000 円		11月10日
10月15日	32,460 円	23,460 円	9,000 円		11月10日
11月1日	32,460 円	23,460 円	9,000 円		12月10日
11月30日	32,460 円	23,460 円	9,000 円		12月10日
	0 円	円	円		
	0 円	円	円		
	0 円	円	円		
合 計	194,760 円	140,760 円	54,000 円	177,055 円	

<補助金に関する問い合わせ>

愛知県労働局就業促進課業務・調整グループ

電 話：052-954-6363（ダイヤルイン）

メール：shugyo@pref.aichi.lg.jp

<人材活用のご相談>

愛知県プロフェッショナル人材戦略拠点

所在地：名古屋市中村区名駅4－4－38 愛知県産業労働センター（ウインクあいち）
14階（公財）あいち産業振興機構内

開設日：月～金 9時～17時

電 話：052-433-1810

メール：aichi-projinzai@aibsc.jp